



2021年11月12日

各 位

会社名 三菱製鋼株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 佐藤基行  
(コード番号 5632 東証第一部)  
問合せ先 執行役員経理部長 柳沼康一  
(TEL. 03-3536-3135)

## その他の剰余金の処分並びに臨時株主総会の招集及び基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、その他の剰余金の処分、並びに臨時株主総会の招集及び基準日設定について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### I. その他の剰余金の処分

##### 1. 本件の目的

単体の貸借対照表の繰越利益剰余金の欠損補填を行い、今後の柔軟かつ機動的な配当政策を実現するため、会社法第452条の規定に基づき、その他の剰余金の処分をしようとするものです。

##### 2. その他の剰余金の処分の内容

別途積立金の金額を減少し、繰越利益剰余金に振り替えるものです。

###### ① 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 10,000,000,000円

###### ② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 10,000,000,000円

###### ③ 効力発生日

2021年12月30日（木曜日）

但し、本件「その他の剰余金の処分」が2021年12月29日（水曜日）開催の臨時株主総会において原案どおり承認可決されることを条件とします。

##### 3. その他の剰余金の処分の日程

① 取締役会決議 2021年11月12日（金曜日）

② 臨時株主総会決議日 2021年12月29日（水曜日）

③ 効力発生日 2021年12月30日（木曜日）

#### 4. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社業績に与える影響はありません。なお、臨時株主総会において、承認可決されることを条件としております。

## II. 臨時株主総会の招集及び基準日設定

### 1. 臨時株主総会の招集

当社は、上記 I 記載の「その他の剰余金の処分」を株主の皆様にお諮りするため、本日の取締役会において、臨時株主総会の招集について、次のとおり決定いたしました。

- ① 日時 2021年12月29日（水曜日） 午前10時
- ② 場所 東京都中央区月島四丁目16番13号（Daiwa月島ビル）  
当社会議室
- ③ 付議議案 その他の剰余金の処分

### 2. 臨時株主総会に係る基準日設定

臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2021年11月28日（日曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- ① 基準日 2021年11月28日（日曜日）
- ② 公告日 2021年11月13日（土曜日）
- ③ 公告方法 日本経済新聞に掲載いたします。

※本資料に記載されている将来に関する記述は、当社が公表日現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、当社としてその実現を約束する主旨のものではありません。

以 上